

JA兵庫西 で はじめよう!

投信口座特別定期貯金 キャンペーン

JA兵庫西で
投資信託の口座を
お持ちの方で
新規での定期貯金を
お預け入れの方

取扱期間

令和6年4月1日(月) ▶ 令和7年3月31日(月)

預入期間 **1**年

年0.20%

さらに!

資産形成・運用
デビュー特典!

当JAで期間中にNISA口座を開設された方には

もれなく **最大22,000**円分
ギフトをプレゼント!

取扱期間 ▶ 令和7年3月31日(月)まで

条件 | NISAの新規口座開設+指定金額以上の投信購入

預入条件:10万円以上

(初回満期日まで)
(税引後0.159%)

**120億円
限定**

NISA!



■金利情勢により金利等の条件を変更させていただく場合があります。 ■満期日前に解約される場合は、当JAの中途解約利率を適用いたします。
■お利息は20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税となります。 ■満期継続方法は元金自動継続もしくは元金自動継続となります。
上乗せ金利は初回満期日までの適用となり、自動継続後は預入期間1年のスーパー定期貯金の店頭表示金利を適用します。

詳しくはお近くのJAの窓口または、投資信託取扱支店にお問い合わせください。

JA兵庫西
<https://www.ja-hyogonishi.or.jp>

姫路東部
姫路灘支店 (079)245-8001
水上支店 (079)281-2000
飾磨支店 (079)233-0821

姫路西
姫路中央支店 (079)281-2681
姫路西支店 (079)266-0006
広畑支店 (079)236-0785
旭陽支店 (079)273-6331

神飾
市川支店 (0790)26-0360
福崎東支店 (0790)22-5003
香呂支店 (079)232-0117

兵庫西農業協同組合
登録金融機関
近畿財務局長(登金)第256号

揖保
太子支店 (079)277-1001
龍野誉田支店 (0791)63-0452
山崎支店 (0790)62-0083

赤佐
赤穂支店 (0791)43-1848
上郡支店 (0791)52-2221
佐用支店 (0790)82-2728

各店舗情報は
こちらからも
ご確認ください。



商品の内容

令和6年4月1日現在

商品名(愛称)	商品名：スーパ一定期貯金〈単利型〉 愛称：投信口座特別定期貯金
ご利用いただける方	当JAの投信口座開設もしくは投信口座を保有の個人の方
お預入れ金額	10万円以上1,000万円未満 一括預入
取扱期間	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
金利(適用金利)	● 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の金利は、原則として継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
貯金の種類	スーパ一定期貯金が対象となります。
お預入れ期間	1年(元金または、元利金自動継続となります。)
中途解約時の取扱い	満期日前に解約される場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売予定額に達した場合は、販売を終了させていただく場合があります。 ● 経済情勢等により、特別金利等の条件を変更させていただく場合があります。 ● 当商品は貯金保険の対象であり、同保険の範囲内(一人あたり元本1,000万円までとその利息の合計額)で保護されます。 ● 証書式は対象外となります。 ● お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の源泉分離課税がかかります。令和19年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 ● 詳しくは店頭の商品概要説明書をご覧ください。

商品の内容

令和6年4月1日現在

商品名(愛称)	商品名：大口定期貯金 愛称：投信口座特別定期貯金
ご利用いただける方	当JAの投信口座開設もしくは投信口座を保有の個人の方
お預入れ金額	1,000万円以上 一括預入
取扱期間	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
金利(適用金利)	● 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の金利は、原則として継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。
貯金の種類	大口定期貯金が対象となります。
お預入れ期間	1年(元金または、元利金自動継続となります。)
中途解約時の取扱い	満期日前に解約される場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売予定額に達した場合は、販売を終了させていただく場合があります。 ● 経済情勢等により、特別金利等の条件を変更させていただく場合があります。 ● 当商品は貯金保険の対象であり、同保険の範囲内(一人あたり元本1,000万円までとその利息の合計額)で保護されます。 ● 証書式は対象外となります。 ● お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の源泉分離課税がかかります。令和19年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 ● 詳しくは店頭の商品概要説明書をご覧ください。

投資信託に関してご留意いただきたい事項

● 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。● 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。● 当組合が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。● 当組合は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。● 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。● 投資信託運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。● 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。● 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等は、ファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。[購入時:購入時手数料がかかるファンドがあります。運用期間中:運用管理手数料(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。換金時:信託財産留保額がかかるファンドがあります。]また外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。● お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

商品概要説明書
スーパー定期貯金＜単利型＞

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

商品名	・スーパー定期貯金＜単利型＞
（愛称）	・投信口座特別定期貯金
募集期間	・令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 令和 7 年 3 月 31 日（月）
ご利用いただける方	・当 J A の投信口座開設もしくは投信口座を保有の個人の方
期間	・ 1 年 ・ 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 一括預入 ・ 10 万円以上 1,000 万円未満 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の金利は、原則として継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以降に一括して払い戻します。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 当 J A のホームページもしくは支店ディスプレイにて掲載しております。
募集金額	・ 120 億円 ・ 大口定期貯金（投信口座特別定期貯金）と合算での募集となります。 ・ 募集期間中であっても全支店の預入金額が 120 億円に達した場合は取扱いを終了いたします。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度（公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または事業推進部（電話：079-289-8801）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。 ・ 証書式は対象外とさせていただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA兵庫西

商品概要説明書

大口定期貯金

(令和6年4月1日現在)

商品名	・大口定期貯金
(愛称)	・投信口座特別定期貯金
募集期間	・令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
ご利用いただける方	・当JAの投信口座開設もしくは投信口座を保有の個人の方
期間	・1年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後の金利は、原則として継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・当JAのホームページもしくは支店ディスプレイにて掲載しております。
募集金額	・120億円 ・スーパー定期貯金(投信口座特別定期貯金)と合算での募集となります。 ・募集期間中であっても全支店の預入金額が120億円に達した場合は取扱いを終了いたします。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の6か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。

	<p>A 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または事業推進部(電話:079-289-8801)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA事業推進部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・金利情勢等により、取扱内容を変更または終了させていただく場合があります。 ・証書式は対象外とさせていただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A兵庫西